

ぐんまパラアスリート始動プロジェクト補助金 Q&A

令和6年度版

◆対象経費に関する質問

Q1. どのようなものが対象経費として認められますか？

A1. 本プロジェクト補助金は、「パラアスリートの競技活動に係る費用の補助」を目的としています。競技活動を送る上で必要となる競技用具費、交通費・宿泊費、負担金・参加費・登録費、消耗品費(競技活動に必要不可欠であることが明らかであるものに限る)などが対象となります。日常生活において使用するもの・競技活動に必要不可欠であることが説明できないものの費用は対象外となります。また、領収書等の証拠書類が添付できないものも対象外となります。

本 Q&A や、別紙資料においても、基本的な対象経費・対象外経費について説明していますが、あくまで例示です。内容によっては実績報告後にこちらから確認をさせていただく場合もあります。経費について疑問が生じた場合は、事前に相談するようにしてください。

Q2. 競技中の補食やスポーツドリンクの購入に係る費用は経費として認められますか？

A2. 飲食料品の購入は、競技中に摂取するものと日常生活において摂取するものとの線引きが難しいことから、原則として対象外としています。よって、競技中の補食やスポーツドリンクであっても、対象経費にできないため、実績報告には含めないでください。

ただし、競技力やパフォーマンスの向上に資するサプリメントやプロテイン等は対象とできる場合があります。

Q3. 通院や治療、投薬に係る費用は経費として認められますか？

A3. 競技活動に関係する身体のメンテナンス・コンディショニングや怪我の治療・緩和等に係るものであれば対象とできる場合があります(経費として含めたい場合は事前に御相談ください)。なお、経費として認められた場合には、領収書の但し書きに詳細(コンディショニング・〇〇による怪我の治療など)を記載していただくようお願いいたします。その他、風邪や体調不良、自身の障害に係る通院・治療・投薬は、競技活動を実施しない場合でも必要となる費用であり、本プロジェクト補助金においては対象外とします。また、各種保険・医療福祉制度等で、窓口負担後に負担額が返金されるようなものがある場合、窓口負担時の費用を実績報告に含めることは決してしないでください(返金も受けつつ、当該経費をもとに補助金を受給すると、二重請求・補助金の詐取になるおそれがあります)。

Q4. 一人での遠征が難しい場合、帯同者の交通費も経費として認められますか？

A4. 年齢や障害の特性上、単独での遠征・大会参加等が困難な場合であれば認められます。このほか、競技補助者(陸上競技のガイドランナーやボッチャのランプオペレーター等)の交通費も、競技活動に必要な費用であることから対象となります。帯同者の滞在費も申請する場合、実績報告様式の備考欄に帯同者の氏名も記載してください。なお、家族や競技関係者であることが分かれば帯同者として認められますが、提出書類だけで判断できない場合や、帯同者の必要性に疑義がある場合は、別途確認書類を求めることがあります。

◆交付申請に関する質問

Q5. 交付申請の段階で、支出合計額が補助金上限額を超えない場合はどうしたらよいですか？

A5. 支給できる補助金の額は、交付申請額の範囲内です。よって、交付申請額が補助金上限額を超えていないと、実際には補助金上限額を上回るお金を使ったとしても、交付申請額までしか支給できないこととなります。このため、交付申請の段階では概算(およその見込み)で構いませんので、見込める経費は全て計上し、申請しておくようにしてください。

なお、実際の支出額が交付申請額を下回った場合は、支給できる補助金額は実際の支出額までとなります。

◆実績報告に関する質問

Q6. 出場した全ての大会や活動内容を報告する必要がありますか？

A6. 競技活動全てを実績報告で記載する必要はありません。交付決定額を超過する実績報告をしても、補助金の支給には直接影響はありません。

例えば、10万円の交付決定を受けた次世代枠の選手が、1回の出場に3万円かかる大会に年間5回出場した場合、4回分の報告(計12万円)をすれば交付決定額(10万円)に達するため、それ以上の報告は必ずしも必要ないこととなります。ただし、自身の活動・成績のアピールにもなりますし、群馬県としてもパラアスリートの活動実態の把握に繋がりますので、なるべく多くの実績を記載いただければと思います。なお、交付決定額に達した後の実績報告については、必ずしも収支決算書内訳書を作成していただく必要はなく、出場した大会等の実績のみの記載で構いません。

Q7. 団体での遠征に係る負担金や大会参加負担金を支払った場合、どのように報告すればよいですか？

A7. 競技団体等が選手・参加者に対して請求する負担金(定額、実費問わず)については、実績報告の様式上、「負担金」の欄に計上してください。証拠書類としては、負担金額が明記さ

れた通知や大会要項等に加え、派遣元団体・大会主催者等が発行した領収書や、銀行の振込証明書・通帳のコピー（口座名義のページと支払いが記載されたページの両方）等、支払の事実を証明できるものを提出してください。

Q8. 領収書をなくしてしまいました。

A8. 発行元に依頼することで、領収書を再発行してもらえる場合がありますので、まずは発行元にお問い合わせください。再発行ができない場合は、他に計上できる経費がないか御検討ください。

Q9. 実績報告の際に、競技成績などが分かる資料を添付した方がよいですか？

A9. 可能な限り添付をお願いします。次年度の選考の際にプラス要素として考慮できるほか、内容によっては群馬県のスポーツ賞等、各種表彰につながる場合もあります。大会成績以外にも、講演会やイベントの講師等、社会活動の実績も評価対象となります。アスリートとして、自身の成績・実績をアピールできる資料（各種記事や成績証明書の写しなど）を積極的に添付してください。

なお、大会で優勝・上位入賞といった成績を収めた場合や、日本代表として国際大会への出場が決定した場合などは、本プロジェクトの報告に限らず、群馬県スポーツ振興課へぜひ情報提供してください。群馬県のホームページ等で活躍情報を発信することができます。

（資料の例）

大会パンフレット・チラシ、参加通知・招待状、賞状、成績・記録証、表彰時やトロフィー等を持っている写真、新聞・雑誌の記事、ネットニュースの URL・スクリーンショット など
※紙媒体はコピーでも可。氏名や大会名などの詳細が鮮明に分かるようにしてください。

Q10. 実績報告の締切りは2月末となっておりますが、3月にも合宿や大会があります。3月分の経費も対象にしていただけませんか。

A10. 年度内に支出の事務処理をしなければいけない都合上、この補助金は2月末までで設定させていただいております。大変恐縮ですが、2月末までの経費を御記入のうえ、期限までの御提出をお願いいたします。

◆その他の質問

Q11. 他の団体・財団等から補助金を受けている場合でも対象となりますか？

A11. 他の補助金を受けている場合でも、本補助金の対象となります。この場合、収支報告の「収入」の部分に、他の補助金を記載するようにしてください。なお、他の補助金は全額記載する必要はなく、本補助金において報告した事業に充当した分のみで構いません。